

令和 8年度 水道施設清掃業務委託仕様書

(目的)

第1条 配水施設の環境美化を保つため、定期的に清掃することを目的とする。

(委託場所)

第2条 清掃委託場所は、与儀ポンプ場敷地、山里ポンプ場敷地、八重島配水池敷地、松本配水池敷地、大里配水池敷地、高原配水池敷地及び胡屋配水池敷地内とする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(清掃回数等)

第4条 清掃の回数及び時期は下記表のとおりとし、作業は平日に行い、作業日時については、乙の業務計画によるものとする。

(清掃方法)

第5条 施設内の低木および、敷地外へ繁茂した樹木については剪定整枝すること。また、枯損木については伐採を行うこと。雑草は抜き取りまたは刈り取ること。

空き缶やゴミ等についても除去するものとする。

2 刈り取った雑草、剪定した枝等は搬出すること。この場合の搬出車輛の借料は本契約の委託料に含むものとする。

(報告と請求)

第6条 清掃の日程は事前に担当職員と調整し、予定日の前日までに清掃予定表を提出するものとする。

2 各回清掃終了後は、作業報告書及び状況写真(作業前、作業後、日付)等を速やかに提出すること。

3 水道施設に出入りする際には、作業日当日までに「沖縄市配水施設出入表」を提出すること。

4 各回清掃終了後の作業報告書の提出後に委託費の請求ができるものとする。

5 業務委託料の他に処分費が出る場合は、別途請求することができる。

(その他)

第7条 その他の疑義については、甲乙の協議によるものとする。

清掃作業の時期

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
山里ポンプ場 高原配水池	6月		10月		3月
大里配水池 松本配水池 八重島配水池	6月	8月	10月		3月
与儀ポンプ場	6月	8月	10月		3月
胡屋配水池	6月			12月	